

公益社団法人日本写真家協会入会規程

1、入会資格

- (1) 職業写真家として3年以上の活動実績のある方。
- (2) 正会員2名の推薦、保証が得られ、うち1名は本会在籍満5年以上の正会員の推薦理由書を提出できる方。

2、入会条件

- (1) 入会申込書、誓約書に資格審査のための資料を添えて、入会申込締切日（毎年1月末日）までに提出すること。
- (2) 入会が内定した場合、4月第1月曜日に催す新入会員説明会に出席すること。

3、資格審査資料

- (1) 資料は次の事項を満たすものとする。

①発行所の異なる2社以上の刊行物5点。

- ・最近5年以内に発行された刊行物であること。
- ・刊行物には撮影者の氏名表示がされていること。

刊行物とは：雑誌、書籍、新聞、写真集、カメラ雑誌（除く、月例、コンテスト等）、ポスター、カレンダー、PR誌、企業パンフレット、リーフレットなど。

②所轄税務署の受付印が押された「前年分の所得税の確定申告書第1表」（控）のコピーを添付すること。また、電子申告をした場合は、受付印の代わりとして税務署から送られてくる受信記録「受信通知（所得税）本人用」のコピーを添付すること。

- (2) 前項①又は②を満たすことのできない場合は、次の資料でもって補うことができる。

①氏名表示のない刊行物の場合は、発行所または、撮影依頼主（クライアント等）の責任者による証明を、提出資料1点ごと添付すること。

②勤務または嘱託契約の写真家の場合は、当該組織の責任者が発行する、撮影業務に5年以上携わったことを証明する資料（在職証明書等）を提出すること。この場合、資料の証明書は発行所1社でも実績とみなす。

③1社に継続して20年以上勤務している、あるいは勤務していた写真家は、最近5年間以前の資料を提出することができる。

④申込前5年以内に催した写真展の作品10点（大きさは六ツ切又はA4）及び開催案内（ハガキ、チラシ等）をもって、提出資料の1点とすることができます。

⑤協会が催しているJPS展において銅賞以上、名取洋之助写真賞等の受賞者は、受賞作品を提出資料の1点とすることができます。

⑥企業あるいは公共機関等のWebsiteで作品が公表または使用されている場合は、使用された作品10点以上のプリント（A4程度）とURLの確認できる画面キャプチャーのプリント（A4程度）、および撮影依頼主（クライアント等）の責任者による証明書を添付したものと提出資料として、刊行物に代えて4点まで提出することができる。

- (3) 最近5年間の刊行物等に掲載された主要作品および、写真集、写真展などの発行、開催実績のリストを添付すること。

4、入会資格審査

理事会が委嘱した入会資格審査委員による審査会で、申込者の資格審査を行い、理事会で入会内定者を決定し、申込者に通知する。

5、入会内定者

- (1) 入会内定者は4月の第1月曜日に催す新入会員説明会に本人が出席し、規定の入会金および会費を納入することにより、正会員としての入会を認める。
- (2) 止むを得ない理由で欠席する場合は、事前に申請することにより理事会で対応を検討する。

6、関連団体への加入

入会された正会員は、一般社団法人日本写真著作権協会（JPCA）の写真著作権信託者と

なり、写真家検索のための著作権者IDが付与される。

7、新入会員展への参加

協会が開催する「新入会員展」に出品すること。

附 則

この規則は、公益法人設立登記の日から施行する。

改正：平成24年10月22日

改正：平成27年3月4日

改正：令和4年10月3日

その他

(再入会の運用規定)

- 1、一旦退会した会員が、再び入会を希望する場合は、「公益社団法人日本写真家協会入会規程」に準ずること。
- 2、再入会を認められた場合の在籍期間の算定は、再入会を認められた年度から起算する。
- 3、本会の会員資格を喪失した者については、その事由を理事会が聴取し、再入会を適当と判断した場合は、本規程を適用することができる。

(理事会推薦の入会運用規定)

- 1、職業写真家として相当な実績を有し、当協会に入会を希望する者。
- 2、推薦は年1回、3名以内を理事会が決定する。
- 3、推薦保証人は、理事2名が引き受け、それぞれがその責を負うものとする。
- 4、推薦を受けたものは、入会申込書の提出、入会金及び年会費を納入したのち、正会員として登録される。
- 5、推薦による入会者は、4月に行われる新入会員説明会に出席すること。
- 6、推薦による入会者は、協会が開催する「新入会員展」に出品すること。
- 7、推薦による入会者は、日本写真家協会の定款を遵守し、事業活動に参加すること。

(外国人の入会運用規定)

- 1、「公益社団法人日本写真家協会入会規程」に準ずること。
- 2、日本国に5年以上滞在していること。
- 3、日本語の読み書きに支障のないこと。(入会申込書は日本語で記入)
- 4、住民登録証のコピーを提出のこと。

以上